

居住系サービス	単 位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム) 同生活を営むべき住居において、主に夜間、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援を行います。共同生活介護(ケアホーム)のみ、障害程度区分2以上の方が対象です。	利用人数 (人)	45	51	57
施設入所支援 施設に入所する必要がある障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行います。		93	91	89

相談支援サービス	単 位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
サービス利用計画を通じて障害福祉サービスのケアマネジメントを実施し、障害者の抱える課題の解決を図ります。	計 画 相 談 支 援	180	240	300
	地 域 移 行 支 援	3	3	3
	地 域 定 着 支 援	1	1	1

地域生活支援事業	単 位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業 障がい者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。	実施箇所数 (か所)	2	2	2
コミュニケーション支援事業 聴覚障がいや音声・言語機能障がい等により情報の取得が困難な人が、日常生活の中で的確に情報提供を受けられるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	実利用人数 (人)	22	24	26
日常生活用具給付等事業 在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付・貸与を行います。	介護・訓練支援用具	6	7	8
	自立生活支援用具	6	7	8
	在宅療養等支援用具	10	12	14
	情報・意思疎通支援用具	10	12	14
	排泄管理支援用具	880	900	920
	居宅生活動作補助用具	4	4	4
移動支援事業 障がい者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動介護を行います。	実利用人数 (人)	15	13	10
	延べ利用時間数 (時間)	500	430	330
地域活動支援センター 障がい者等を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施します。	利用人数 (人)	38	40	42
その他の事業	日 中 一 時 支 援 事 業	22	24	26
	自動車改造費用助成事業	2	2	2

# 銚田市第2期障がい者基本計画 銚田市第3期障がい福祉計画



平成24年3月  
銚 田 市



## 銚田市第2期障がい者基本計画・ 銚田市第3期障がい福祉計画(概要版)

発行 ● 平成24年3月      企画・編集 ● 銚田市  
住所 ● 〒311-1592      茨城県銚田市銚田1444-1  
電話 ● 0291-33-2111



再生紙を使用しています

# 計画策定にあたって



## 計画の趣旨

平成18年より施行された『障害者自立支援法』により、障がいの種類に関わらず共通の福祉サービスを利用するしくみや、契約方式により障がい者自身がサービスを選択し自己決定する権利を尊重するしくみが定着しました。

今後は、さらにサービスのしくみや利用者負担のあり方を見直し、発達障がいや高次脳機能障がい等の「制度の谷間」にあった多様な障がいに対応するために、『障害者総合福祉法(仮称)』が新たに制定されることになっています。

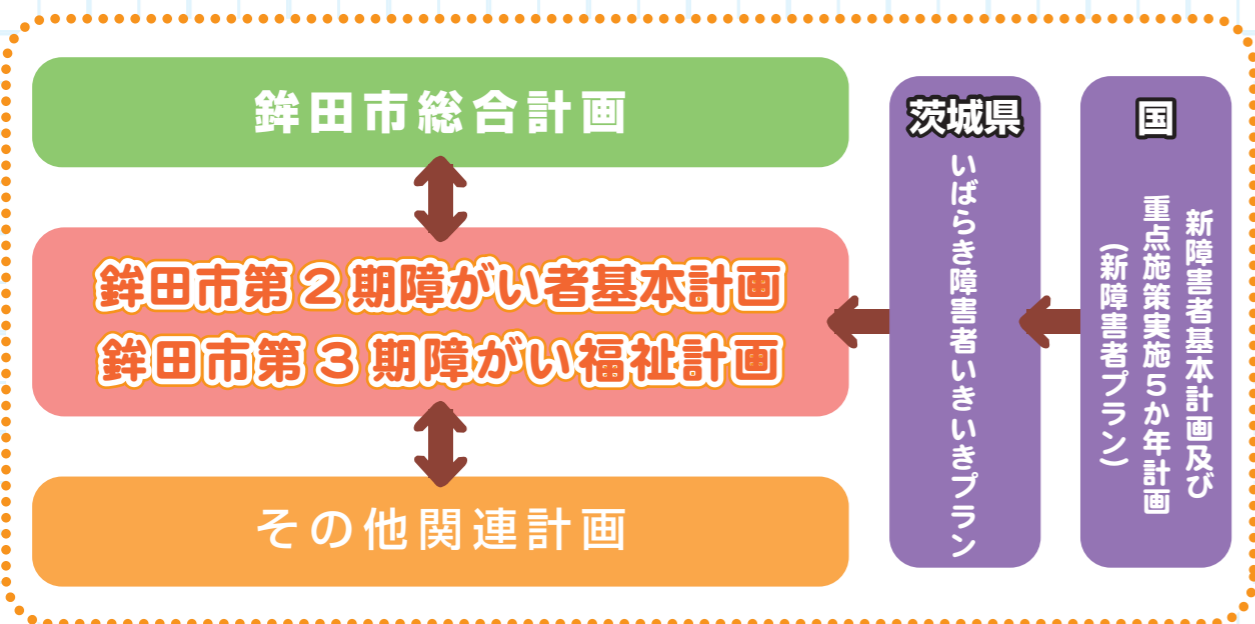
本市では、こうした障がい者をめぐる動向を的確に見極め、地域に暮らすあらゆる人が、障がいの有無に関わらず社会の一員として地域で共に生きることを実現するために、前計画の検証や課題の抽出、障害福祉サービスに関するニーズの把握を基にして、今後3年間で本市が取り組むべき施策の方向を明らかにした『銚田市第2期障がい者基本計画』及び本市における障害福祉サービス等の方向性やその確保の方策をまとめた『銚田市第3期障がい福祉計画』を策定しました。

## 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項による規定(市町村障害者計画)、及び障害者自立支援法第88条による規定(市町村障害福祉計画)に基づき策定するものです。

銚田市総合計画を上位計画としたうえで、障がい者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

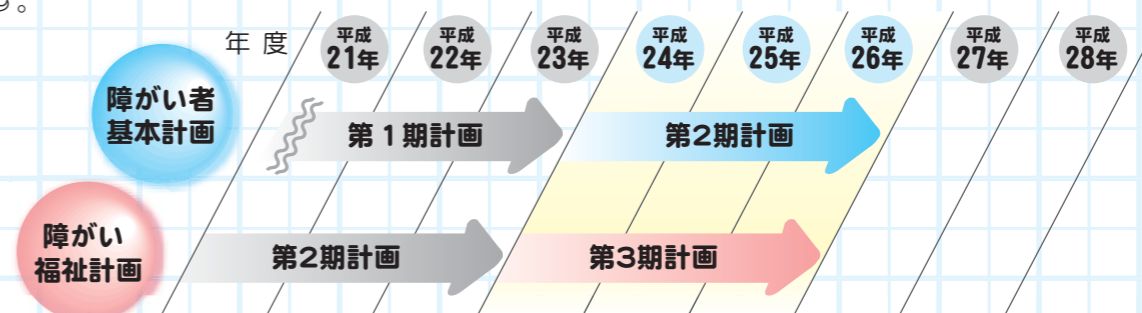
また、国の新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)、の第3期茨城県障害者支援計画との整合性を図った計画とします。



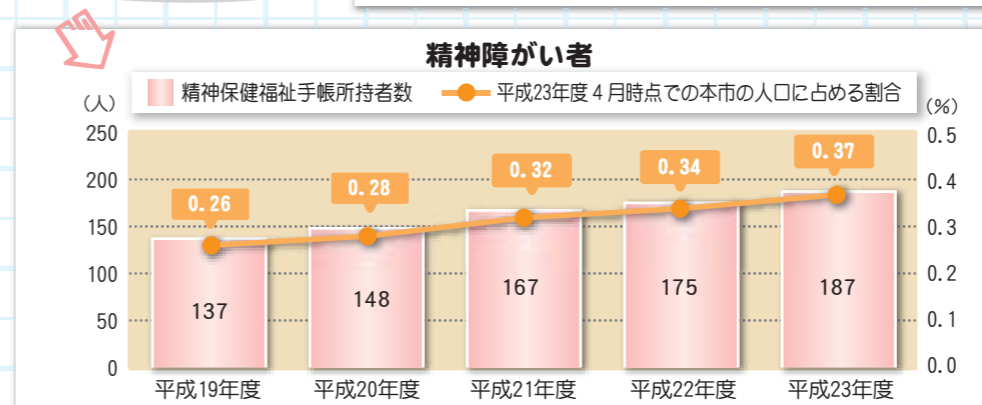
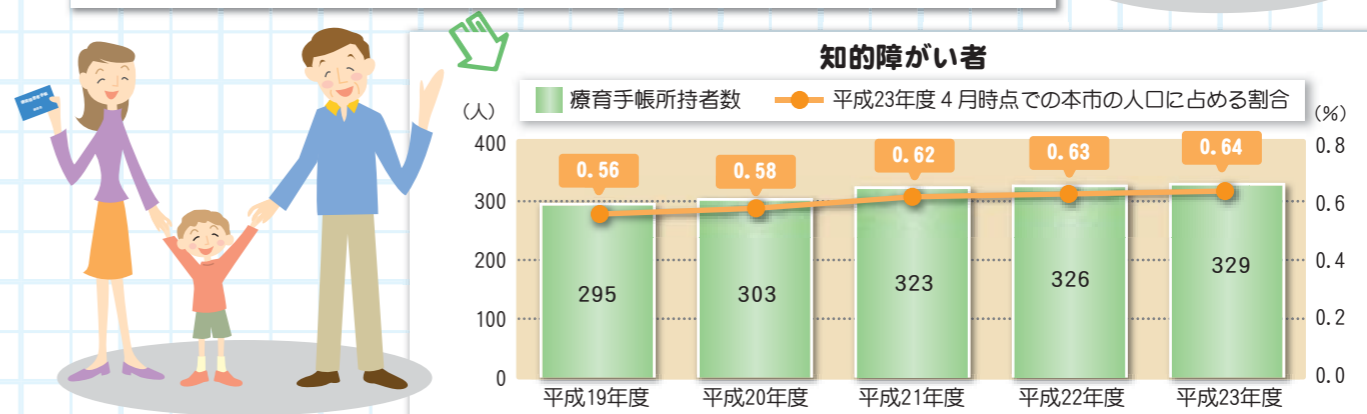
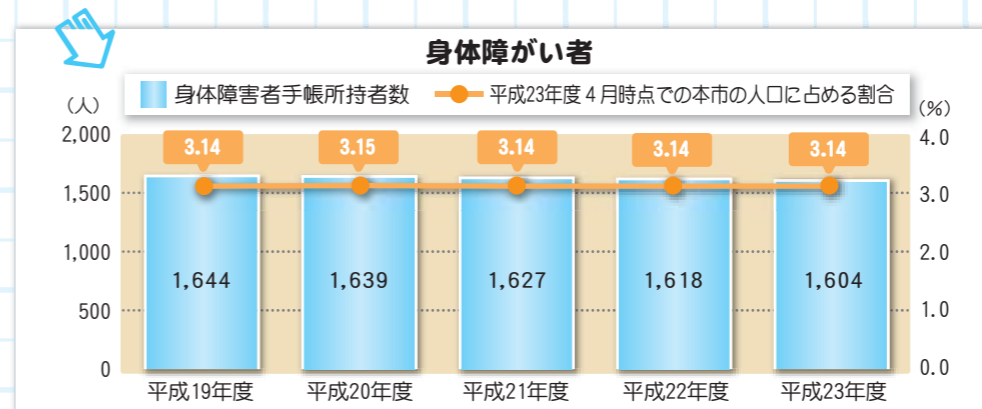
## 計画の期間

「第2期銚田市障がい者基本計画」の期間については、3年間とします。「第3期銚田市障がい福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、第2期計画が平成23年度で終了することから、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。



## 銚田市の障がい者の推移



# 計画の基本的な考え方



## 基本理念

障がい者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりや、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現のために、障害者基本法及び障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、「障がい者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を本計画の基本理念とします。

## 障がい者の自立を支援し、 ともに暮らせる地域 社会づくりを目指す

### ① 心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

### ② ともに生活できる安心な社会を実現するために

障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスが適切に受けられるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、サービスの充実に努めます。

### ③ 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から住環境施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移手段を確保し、社会活動を促進します。

### ④ 個性に応じた保育・教育を進めるために

障がいのある子ども達やその家族、学校に対する相談・援助体制の充実を図り、個々の状況に応じた教育環境づくりに努め、福祉、教育等の関係機関が連携し、ニーズに応じた支援を推進します。

### ⑤ 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障がい者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

### ⑥ 健やかに暮らすために

健康診査・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進に努めます。

### ⑦ 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の利用を促進するためには、適切な情報提供が必要なので、広報、ホームページ等を活用し、情報発信に努めます。

# 施策の体系



## 施策の方向

## 基本目標

### 基本理念

障がい者の自立を支援し、  
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す

1 心のバリアをなくすために

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) ボランティア活動の推進

2 ともに生活できる安心な社会を実現するために

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 地域生活支援事業の充実
- (4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

3 人にやさしいまちづくりを進めるために

- (1) 生活環境の整備
- (2) 防災、防犯体制の整備

4 個性に応じた保育・教育を進めるために

- (1) 保育体制の充実
- (2) 教育の推進

5 自立や社会参加を進めるために

- (1) 就労の支援
- (2) 経済的自立の支援

6 健やかに暮らすために

- (1) 障がいの早期発見、療育体制の充実
- (2) 障がい者の健康づくり
- (3) 精神保健施策の充実

7 情報のバリアをなくすために

- (1) 情報提供の充実
- (2) コミュニケーション支援体制の充実

# 地域移行と就労移行に関する数値目標



## ● 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数 (A)	97人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数 (B)	87人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込 (A - B)	10人 (10.3%)	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	10人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

## ● 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在の退院可能精神障がい者数	9人	現在の退院可能精神障がい者数
【目標値】退院者数	9人	上記のうち、平成26年度末までに退院をめざす数

## ● 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

## ● 就労移行支援事業の利用人数

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用人数	87人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用人数	18人 (20.7%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

## ● 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	9人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	21人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	30人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 (A) / (B)	30%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

# 障害福祉サービスの見込量

## 障害福祉サービスの見込量

### 訪問系サービス

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護(ホームヘルプサービス)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を行います。	利用量(時間)	1,061	1,089	1,166
	利用人数(人)	47	49	52

### 日中活動系サービス

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護 常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供します。	利用量(人日)	2,388	2,487	2,587
	利用人数(人)	120	125	130
自立訓練(機能訓練) 地域生活を営む上で必要な、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行います。	利用量(人日)	20	20	20
	利用人数(人)	1	1	1
自立訓練(生活訓練) 知的障がい者や精神障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。	利用量(人日)	66	66	66
	利用人数(人)	3	3	3
就労移行支援 就労を希望する65歳未満の障がい者を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、職場への定着のために必要な相談支援等を行います。	利用量(人日)	420	460	500
	利用人数(人)	21	23	25
就労継続支援(A型) 企業等に就労することが困難な障がい者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。	利用量(人日)	23	23	23
	利用人数(人)	1	1	1
就労継続支援(B型) 年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	利用量(人日)	456	475	494
	利用人数(人)	24	25	26
療養介護 医療を要する障がい者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。	利用量(人日)	88	88	88
	利用人数(人)	4	4	4
短期入所(ショートステイ) 居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。	利用量(人日)	222	245	257
	利用人数(人)	19	21	22